

# 入湯税特別徴収の手引き

令和7年11月



## ○はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様には、入湯税の徵収に当たりまして格別のご尽力をいただき、ありがとうございます。

鉱泉浴場に入湯する方にご負担いただき、皆様方に徵収いただきました入湯税は、地方税法で使途が定められている目的税であり、本市におきましては、次の事業に全額使われています。

(単位：千円)

入湯税充当先事業名	令和6年度決算 (入湯税充当額)
消防施設その他消防活動に必要な施設整備事業	7,434
観光振興（観光施設の整備含む）事業	16,609
合 計	24,043

入湯税の徵収につきましては、地方税法及び帯広市税条例の規定に基づき、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯する方から徵収していただき、毎月、帯広市に申告納入していくだく「特別徵収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徵収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徵収に引き続きご協力いただきますようお願いします。

## 目 次

1	入湯税の概要	1 ページ
2	納税義務者	2 ページ
3	課税免除	2 ページ
4	税率	7 ページ
5	徴収の方法	8 ページ
6	特別徴収義務者	8 ページ
7	特別徴収の手続き	8 ページ
8	加算金	11 ページ
9	延滞金	13 ページ
10	審査請求	14 ページ
11	鉱泉浴場経営申告書の提出	15 ページ
12	帳簿（徴収原簿）の作成	15 ページ
13	税務調査	16 ページ
14	申告書等の記載例	17 ページ
15	よくある質問	24 ページ
16	参考資料（根拠法令）	27 ページ

# 1 入湯税の概要

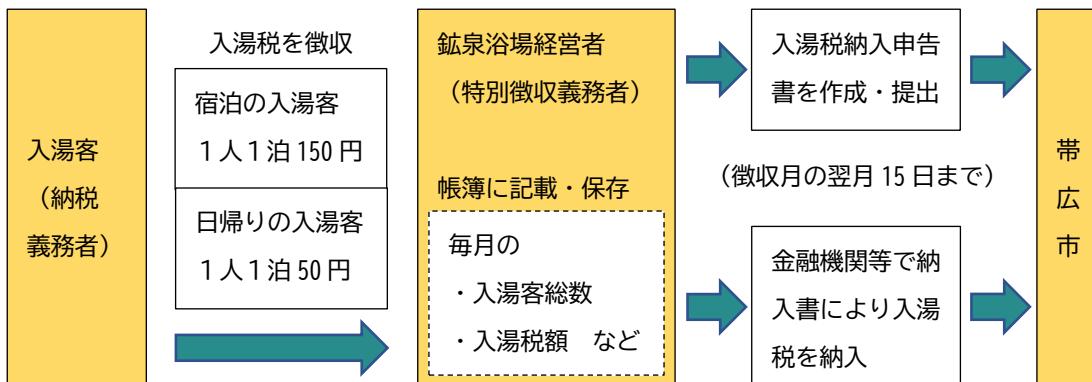
入湯税は、地方税法上、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含みます。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯する方に課税するものです。

## （1）帯広市の制度概要

納税義務者	鉱泉浴場に入湯する方
課税されない方	ア 年齢 15 歳未満の方 イ 共同浴場、地方公共団体や社会福祉法人が設置する福祉施設における浴場に入湯する方 ウ 利用料金が 1,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以下の施設に日帰りで入湯する方 エ 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の修学旅行における引率者及び随伴者
税率	ア 宿泊客 1人1泊 150 円 イ 日帰り客 1人1日 50 円 ウ 療養のため引き続き 7 日以上滞在して入湯する方は、1人1泊 30 円 エ 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の修学旅行における生徒、引率者及び随伴者は1人1泊 50 円、日帰りの者は1人1日 30 円
徴収方法	入湯税の徴収は、特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場を経営している方
特別徴収の手続	特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯する方から入湯税を徴収し、 <u>毎月 15 日まで</u> に、前月 1 日から同月末日までに入湯客数、税額その他必要な事項を記載した入湯税納入申告書を提出し、徴収金を納入してください。
特別徴収義務者の申告	ア 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始の日の前日までに、必要な事項を記入した鉱泉浴場経営申告書を提出してください。 イ これまでの申告事項に変更（異動）があったときは、直ちにその旨を記入した申告書を提出してください。

帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存してください。
---------	--

## (2) 入湯税納入の流れ



## 2 納税義務者

納税義務者は、市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯する方です。

- ※ 「鉱泉浴場」とは、温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。
- ※ 温泉を外から運んできて利用する浴場、いわゆる「運び湯」による温泉施設も、入湯税の課税の対象となります。

## 3 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

### (1) 年齢 15 歳未満の方

- ・外国人観光客の方であっても、年齢 15 歳未満の方は、課税が免除されます。
- ・中学生であっても、15 歳の誕生日を迎えた中学 3 年生は、課税が免除されません。

(2) 共同浴場又は地方公共団体若しくは社会福祉法人が設置する福祉施設における浴場に入湯する方

- ・日常生活において利用される標記施設への入湯は、課税が免除されます。
- ・「共同浴場」とは、業として経営される浴場ではないもので、寮、社宅、療養所等に付設され、専ら日常の利用に供される施設をいいます。
- ・「一般公衆浴場」、いわゆる「銭湯」は、物価統制令の規定に基づき、入浴料金が定められている公衆浴場をいいますが、帯広市では課税免除の対象になっていません。

(3) 利用料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く）以下である施設に日帰りで入湯する方

- ・日帰り入湯の「利用料金」とは、入湯料、入館料、入場料、休憩料等の名称にかかわらず、入湯しようとする方が鉱泉浴場で日帰り入湯するために必ず支払う必要がある料金で明示されたものをいい、その料金が1,000円（税抜）以下の場合は課税が免除されます。

・日帰り入湯の「利用料金」の取扱い

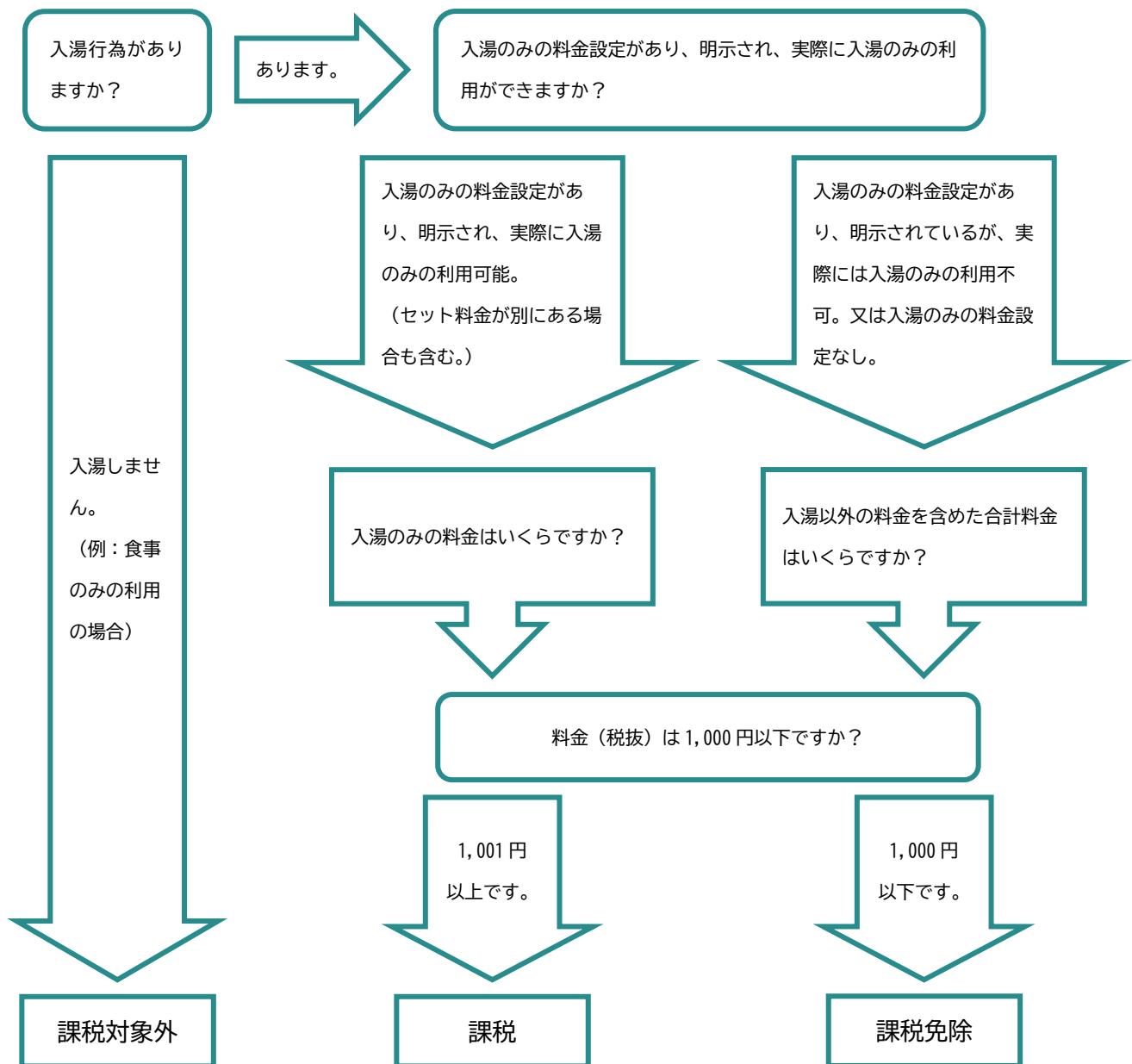
日帰り入湯のみの料金設定があり、その料金が明示され、実際に入湯のみの利用ができる場合は、入湯のみの料金が「利用料金」となります。

入湯以外の料金が含まれる次のような場合は、表のとおりです。

- ① 入湯料金に、入湯以外の食事・タオル・休憩等の料金が含まれている場合（いわゆるセット料金）
- ② 食事・タオル・休憩等入湯以外の料金に、追加料金を支払えば入湯できる場合

日帰り入湯のみの料金設定		「利用料金」となるもの
入湯のみの料金設定があり、明示されている場合	実際に入湯のみの利用ができる場合	入湯のみの料金（①、②とも）
入湯のみの料金設定があり、明示されている場合	実際には入湯のみの利用ができない場合	入湯以外の料金を含めた料金 (①の場合、セット料金) (②の場合、入湯以外の料金+追加料金)
入湯のみの料金設定がなく、入湯のみの利用ができない場合		

(参考) 日帰り入湯客に係る入湯税の課税免除の取扱いについて



・ その他の日帰り入湯の「利用料金」の取扱い

日帰り入湯の利用状況	「利用料金」となるもの
料金が曜日又は期間 (キャンペーン期間等)により異なる場合	実際に利用する曜日又は期間の料金 ① 水曜日 900 円（税込）【課税免除】 ② 日曜日 1,500 円（税込）【課税】 ③ 感謝キャンペーン期間 800 円（税込）【課税免除】
無料券や割引券、ポイントカード等を使用する場合	無料券や割引券、自社のポイントカード等使用後の料金。ただし、自社が発行しないポイントで、汎用性のあるものの利用によって支払う料金が減少する場合は、ポイント利用前の料金が利用料金になります。また、無料券が施設利用前に売買されたものである場合は、その名称（無料券、優待券など）にかかわらず、売買した際の金額を含んだ額が利用料金となります。 ① 当該施設が発行した無料券を利用し入湯 <b>【課税免除】</b> ② 入湯料金 2,000 円（税込）の施設に当該施設発行の 1,000 円割引券を利用し入湯 <b>【課税免除】</b> $\text{利用料金} = 2,000 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円} \text{ (税込)}$ ③ 入湯料金 2,000 円（税込）の施設に、当該施設発行のポイントカード（1,500 円分）を利用し、500 円（税込）で入湯 <b>【課税免除】</b> $\text{利用料金} = 2,000 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} = 500 \text{ 円} \text{ (税込)}$ ④ 入湯料金 2,000 円（税込）の施設に、汎用性のあるポイントカード（2,000 円分）を利用し、無料で入湯 <b>【課税：当該施設発行のポイントカードではないため、ポイント利用前の料金が利用料金になるもの】</b> $\text{利用料金} = 2,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 0 \text{ 円}$ ⑤ 入湯料金 2,000 円（税込）の施設に、施設利用前に購入した優待券（1,000 円分、購入価格 500 円）を利用し、1,000 円（税込）で入湯 <b>【課税】</b> $\text{利用料金} = (2,000 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円}) + 500 \text{ 円}$ $= 1,500 \text{ 円} \text{ (税込)}$ ⑥ 入湯料金 1,200 円（税込）の施設に、施設利用前に購入した優待券（500 円分、購入価格 200 円）を利用し、700 円（税込）で入湯 <b>【課税免除】</b>

	$\begin{aligned} \text{利用料金} &= (1,200 \text{ 円} - 500 \text{ 円}) + 200 \text{ 円} \\ &= 900 \text{ 円 (税込)} \end{aligned}$
回数券を使用する場合	<p>販売額を利用可能回数で割った1枚当たりの料金</p> <p>① 入湯料金大人1人1,100円(税込)の施設で、回数券(11枚綴り、販売価格11,000円)を利用し入湯 <b>【課税免除】</b></p> $\text{利用料金} = 11,000 \text{ 円} \div 11 \text{ 回} = 1,000 \text{ 円 (税込)}$ <p>② 貸切温泉風呂の貸切料金2,500円(税込、貸切時間60分)の施設で、回数券(11枚綴り、販売価格25,000円)を利用し、大人2人で入湯 <b>【課税】</b></p> $\begin{aligned} \text{利用料金/人} &= 25,000 \text{ 円} \div 11 \text{ 回} \div 2 \text{ 人} \\ &\doteq 1,136 \text{ 円 (税込)} \end{aligned}$
会員としての期間に応じた会費等が設定されている場合	会費等を会員としての利用可能回数で割った1回当たりの料金
貸切温泉風呂に入湯する場合	<p>1人当たりの貸切料金(別途入湯料金が必要な場合はその入湯料金を加算した料金)</p> <p>① 貸切料金2,000円(税込、貸切時間60分)で、別途入湯料金大人1人300円(税込)の施設を大人2人で利用し入湯 <b>【課税】</b></p> $\begin{aligned} \text{利用料金/人} &= (2,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人}) + 300 \text{ 円} \\ &= 1,300 \text{ 円 (税込)} \end{aligned}$ <p>② 貸切料金2,500円(税込、入湯料金含む、貸切時間60分)の施設を大人2人で利用し入湯 <b>【課税】</b></p> $\begin{aligned} \text{利用料金/人} &= 2,500 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} \\ &= 1,250 \text{ 円 (税込)} \end{aligned}$ <p>③ 貸切料金1,600円(税込、貸切時間60分)で、別途入湯料金大人1人800円(税込)、18歳未満1人300円(税込)の施設を、大人2人、16歳の子1人、12歳の子1人の計4人で利用し入湯 <b>【一部課税、一部課税免除】</b></p> <p>大人: <math display="block">\begin{aligned} \text{利用料金/人} &amp;= (1,600 \text{ 円} \div 4 \text{ 人}) + 800 \text{ 円} \\ &amp;= 1,200 \text{ 円 (税込) 【課税】} \end{aligned}</math></p> <p>子: <math display="block">\begin{aligned} \text{利用料金/人} &amp;= (1,600 \text{ 円} \div 4 \text{ 人}) + 300 \text{ 円} \\ &amp;= 700 \text{ 円 (税込)} \end{aligned}</math></p> <p><b>【16歳の子は1,000円(税抜)を超えないため課</b></p>

	<b>税免除、12歳の子は年齢によって課税免除】</b>
延長料金等の追加料金が発生する場合	<p>延長料金等の追加料金を含めた料金</p> <p>① 貸切料金 1,600 円（税込、入湯料金含む、貸切時間 60 分）で、別途延長料金（30 分毎）大人 1 人 500 円（税込）の施設を、大人 2 人で利用し 2 時間入湯  <b>【課税】</b>          利用料金／人  <math display="block">= (1,600 \text{ 円} \div 2 \text{ 人}) + (500 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} (60 \text{ 分}) \text{ 延長})</math> <math display="block">= 1,800 \text{ 円 (税込)}</math> </p> <p>② 入湯料金大人 800 円（税込、利用時間 1 時間）で、別途延長料金（10 分毎）100 円（税込）の施設を、大人 1 人で利用し 2 時間入湯 <b>【課税】</b>          利用料金 = 800 円 + (100 円 × 6 回 (60 分) 延長)  <math display="block">= 1,400 \text{ 円 (税込)}</math> </p>

- (4) 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の修学旅行における引率者及び随伴者
- ・学校教育法に規定する学校のうち高校及び大学を除く者を対象とし、学校教育上の観点から主催する修学旅行の引率者及び随伴者をいいます。中学生以下（年齢 15 歳未満の方）は、年齢により課税が免除されます。
  - ・「引率者」とは学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教師などの学校関係者をい、「随伴者」とは心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。
  - ・専修学校（専門学校）、各種学校及び海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税は免除されません。

## 4 税率

(1) 宿泊客 **1人1泊150円**

(2) 日帰り客 **1人1日50円**

(3) 療養のため引続き 7 日以上滞在して入湯する者 **1人1泊30円**

(4) 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の修学旅行における生徒、引率者及び随伴者

宿泊客 1人1泊 50円

日帰り客 1人1日 30円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数にかかわらず、宿泊客は1泊につき、宿泊を伴わない日帰り客は1日につき、入湯税が課税されます。

複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されますが、利用料金を1回支払うことにより、複数の鉱泉浴場の入湯が可能である場合は、同一の鉱泉浴場への入湯とみなします。

また、「宿泊」とは、旅館業法又は住宅宿泊事業法に規定する、寝具を利用して就寝を伴い、施設を利用することをいいます。したがって、一度の滞在で2日にわたらない場合（いわゆる「デイユース」）や、2日にまたがっても寝具を利用した就寝を伴わない場合は、宿泊に該当しません。

## 5 徴収の方法

入湯税の徴収は、特別徴収の方法によります。

「特別徴収」とは、地方税法及び帯広市税条例の規定に基づき、特別徴収義務者の方に、納税義務者（入湯客）から税金を徴収していただき、帯広市に納入する方法です。

## 6 特別徴収義務者

鉱泉浴場を経営している方です。

## 7 特別徴収の手続き

### (1) 申告（入湯税納入申告書の提出）

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要

な事項を記載した入湯税納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければなりません。

### ○ 提出方法

以下のうち、いずれかの方法で提出してください。

- ・帯広市市民税課窓口に持参
- ・帯広市市民税課（入湯税担当）に郵便又は信書便で送付
- ・e L T A X（エルタックス）による電子申告

※ 上記の提出方法以外（ファックス、電子メール等）は受付していません。

※ 申告書の写しが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封いただきますようお願ひいたします。

※ 申告書を郵便又は信書便で提出された場合は、郵便物又は信書便物の到着日に提出があつたものとみなします。

※ 提出期限までに申告書を提出されなかつた場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

※ 郵送による提出の場合、料金が不足しておりますと受領できません。再提出により期限遅れとなる可能性がありますので、期限間近などは特に切手の貼り忘れや不足にご注意ください。令和6年10月以降、郵便料金が値上げされております。郵送前に料金をご確認ください。

※ e L T A X（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、インターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うことができる申告・納付システムです。e L T A X対応ソフトウェアである「P C d e s k N e x t」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「P C d e s k」(D L版又はW e b版)を利用することで電子納付が可能となります。具体的な操作方法についてはP C d e s k N e x t特設ページをご覧ください。

#### 【e L T A Xの概要】

- 自宅やオフィスから、インターネットを通じて申告や納税の手続きが可能
- サービスは利用無料
- 入湯税のほかに、宿泊税や法人市民税、個人住民税（特別徴収）など、他の税目も利用可能

### ○ 注意点

- ・月をまたぐ連泊に基づいて入湯税を徴収する場合、入湯行為のあつた月ごとに分

けて申告してください。

- ・申告すべき入湯税額が0円の場合も納入申告書の提出が必要です。合計欄に「0円」と記入し、提出してください。
- ・納入申告書は、施設ごとに作成してください。

#### **<申告を誤ったとき>**

宿泊数及び宿泊税額を誤って申告された場合、帯広市にて更正の手続を行い、税額を改めます（※）。その際には、根拠資料として納入申告書を再度作成し、提出してください。その他資料の提出が必要になる場合がありますので、申告を誤った際には、速やかに帯広市市民税課にご連絡ください。

なお、更正に伴い加算金が発生する場合があります。

※ 特別徴収制度を採用する税には、所得税のような修正申告の制度がないため、特別徴収義務者の方から税額を修正することはできません。

#### **（2）納入**

毎月15日までに申告書に記入した前月分の徴収税額を、金融機関等を通じて入湯税納入書により納入してください。eLTAXによる電子申告・納付も利用可能です。詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。

##### **○ 注意点**

- ・1か月ごと、施設ごとに作成してください。
- ・申告すべき入湯税額が0円の場合、納入書の作成は不要（金融機関等での手続きは不要）です。
- ・入湯税納入書は、クレジットカードやインターネットバンキングによる納入はできません。
- ・最新の納入場所は帯広市のホームページでご確認ください。

##### **【市税の納付・納入場所】※ 令和7年7月1日現在**

###### **① 市役所窓口**

帯広市役所、川西支所、大正支所

###### **② 指定金融機関及び収納代理金融機関**

帯広信用金庫、北陸銀行、北海道銀行、北海道労働金庫、帯広市川西農業協同組合、帯広大正農業協同組合、十勝信用組合、北見信用金庫、網走信用金庫、釧路信用金庫、ゆうちょ銀行及び郵便局

申告納入期限が土曜日、日曜日、祝日に当たる場合は、その翌日が期限となります。原則として、帯広市市民税課に届いた日が申告日となります。ただし、郵便の場合、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。申告書等は信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

### (3) 求償権

入湯税の納税義務者（入湯客）が特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）に入湯税額を支払わなかった場合や納税義務者から入湯税額を徴収することを忘れてしまった場合、特別徴収義務者は、その納税義務者に対して求償権を有します。

したがって、入湯税について申告・納入いただく際には、徴収できなかつた入湯税額等を、徴収すべきであった日（鉱泉浴場の利用日）の入湯客数や納入金の額等に含めて申告・納入してください。

## 8 加算金

入湯税の申告が適正になされなかった場合には、次の加算金が課されます。

過少申告 加算金	申告納入期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき	更正による不足税額の 10%	不足税額が期限内申告額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額の 5 %を加算
不申告 加算金	① 申告納入期限後に納入申告書の提出があったとき	申告税額の 15% (注1)	申告税額等のうち 50 万円超 300 万円以下の部分については、×20% 300 万円超の部分については、×30%
	② 納入申告書の提出がないために決定があったとき	決定税額の 15% (注1)	
	③ ①②の場合について、更正があったとき	更正による不足税額の 15% (注1)	

	④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき	申告税額の 5% (注2)
重加算金	事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき	申告納入期限までに申告しているとき 不足税額の 35% (注1)
		申告していないとき、又は申告納入期限後に申告しているとき 不足税額の 40% (注1)

#### 注1 加算金の加重措置

次のいずれかに該当する場合は、その加算金の割合に 10% の加重措置がなされます。

- 申告納入期限後、申告等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるとき。
- 令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、期限後申告等をした前年及び前々年度において、不申告加算金又は重加算金（不申告加算金に代えて課せられる重加算金に限る。）を決定すべきと認められるとき。  
(具体的には、3 年度以上の不申告行為を一度に是正する場合に適用されます。)

#### 注2 不申告加算金の不適用

以下の要件すべてを満たす場合は、不申告加算金が課されません。

ただし、不申告加算金が不適用となるのは、過去 5 年において 1 回限り です。

- 申告納入期限から 1 か月以内に入湯税納入申告書を提出している。
- 申告納入期限内に納入すべき入湯税を納入している。
- 過去 5 年において、加算金の決定を受けていない。

#### ＜加算金の額を計算する場合の端数計算＞

地方税法第 20 条の 4 の 2 第 2 項及び第 5 項に基づき、以下のとおり計算します。

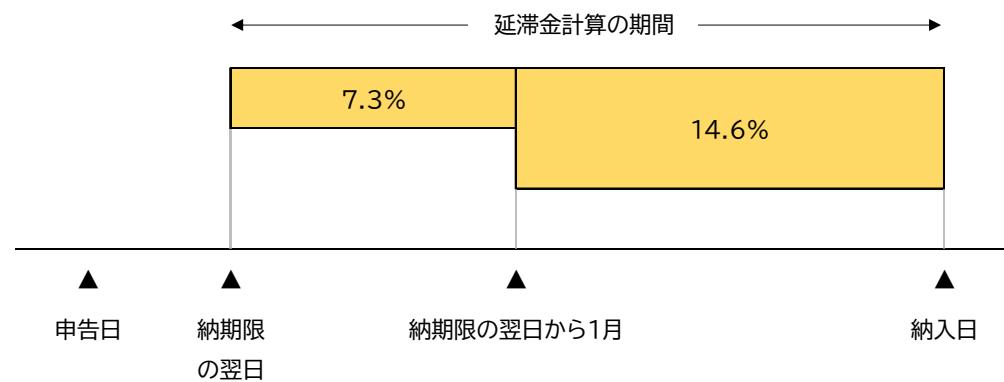
- 加算金の計算は、各月の入湯税ごとに行います。
- 加算金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 加算金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

## 9 延滞金

納期限後に納入される場合は、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

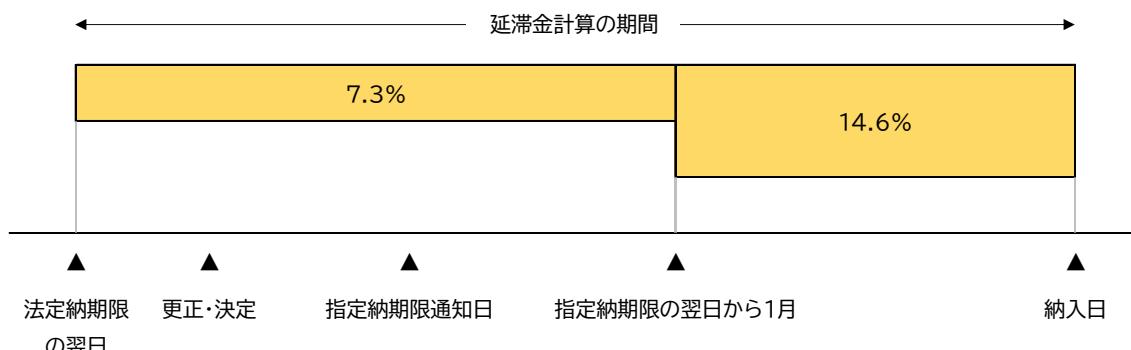
### (1) 納期限後の延滞金

納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算します。



### (2) 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年 14.6%（更正・決定により新たに指定した納期限（指定納期限）の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算した金額となります。



#### ＜延滞金の割合＞ [令和3年1月1日以降]

納期限の翌日から 1 月を経過する日までの延滞金の割合については、延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年

1 %を加算した割合)に年1 %を加算した割合(上限:年7.3%)が適用されます。  
納期限の翌日から1月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例  
基準割合に年7.3%を加算した割合(上限:年14.6%)が適用されます。

#### ＜延滞金の額を計算する場合の端数計算＞

地方税法第20条の4の2及び帯広市税外公法上の収入条例第4条に基づき、以下のとおり計算します。

- ① 延滞金の計算は、各月の入湯税ごとに行います。
- ② 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ③ 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

## 10 審査請求

帯広市が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、市長に対して審査請求をすることができます。

### (1) 審査請求の対象となる処分

- 審査請求の対象となる入湯税に係る主な処分は次のとおりです。
- 税額の更正又は決定
  - 加算金の決定
  - 更正請求の否認

### (2) 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。

### (3) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、市長に対して提出してください。

## 11 鉱泉浴場経営申告書の提出

鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した鉱泉浴場経営申告書を提出してください。

特に、日帰り施設（宿泊施設で日帰り利用が可能な施設を含みます。）の利用料金について、入湯と食事等とのいわゆるセット料金が設定されている場合や、平日と休日でメニューや料金が異なる場合など、すべてのプランを申告書に記入できないときは、その内容がわかる資料を申告書に添付してください。

### （1）新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、鉱泉浴場経営申告書を作成し、経営開始日の前日までに申告してください。

なお、鉱泉浴場経営申告書を提出する際は、次の書類を添付してください。

#### ○ 添付書類

- ・施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽がわかる配置図等
- ・施設の利用料金がわかる資料（料金表の写し、パンフレット、ちらし、又は券売機を写した写真など）
- ・温泉利用許可書の写し
- ・公衆浴場営業許可書の写し（鉱泉浴場が公衆浴場である場合）
- ・旅館業営業許可書の写し（鉱泉浴場を備えたホテル、旅館又は簡易宿所である場合）

### （2）提出した申告書の内容に変更（異動）があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでの申告事項に変更（異動）があった場合には、その内容を証する添付書類と一緒に、直ちに申告してください。なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、申告する必要があります。

## 12 帳簿（徴収原簿）の作成

特別徴収義務者は、①入湯客総数、②課税免除となる入湯客数、③課税対象入湯客数、④入湯税額を、帳簿（徴収原簿）に記載し、1年間保存してください。

なお、帳簿については、様式と同様の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業

務用帳簿に代えていただいても構いません。

**【帳簿記載の義務違反等に関する罪】**

上記違反については、罰則（3万円以下の罰金）が設けられておりますのでご留意ください。

## 13 税務調査

入湯税の適正かつ公平な課税の確保及び公平な税負担を図る観点から、地方税法第701条の5の規定に基づいて、電話や文書などによる照会のほか、申告内容等の確認を行うために、現地調査（年1回程度）を行います。現地調査の際には、入湯税に関する資料（帳簿等）の提示若しくは提出を求めることがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をお願いします。

## 14 申告書等の記載例

(1) 入湯税納入申告書（左側）

<p>○ 提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口に持参</li> <li>・郵便又は信書便で送付</li> <li>・eLTAXによる電子申告</li> </ul>		<p>入湯税納入申告書</p>		<p>課税対象入湯客数が「0人」(入湯税額0円)であっても、毎月の申告は必要です。</p>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">用</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">◎</span>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%;			

入湯税納入申告書（右側）

令和 7 年 ● 月分入湯税納入明細書

※以下の表には「課税対象入湯客数」を記入ください。

日	一般		修学旅行者		療養者		合計	
	宿泊	日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	日帰り		
1	60	人	21	人	40	人	121	人
2	65		23				88	
3	80		32				112	
4	62		16		38		116	
5	77		28				105	
6	82		27				109	
7	73		23				96	
8	89		33				122	
9	64		44		35		143	
10	85		26				111	
11	70		30				100	
12	72		25				97	
13	86		34				120	
14	91		38		5		134	
15	88		40				128	
16	66		18				84	
17	74		19				93	
18	72		22				94	
19	80		25				105	
20	65		30				95	
21	93		34				127	
22	95		36				131	
23	98		29		6		133	
24	91		30				121	
25	75		22				97	
26	83		31				114	
27	90		35				125	
28	67		17				84	
29	70		26				96	
30	87		32				119	
31	82		35				117	
計	2,432	人	881	人	124	人	3,437	人
税率	150	円	50	円	50	円	30	円
税額	364,800	円	44,050	円	6,200	円	415,050	円

何年何月分の申告であるか記入してください。

納入申告書（右側）は、課税対象入湯客数のみ記載してください。0円申告の場合は記入不要です。

帳簿（徴収原簿）を基に記入してください。

現地調査などで申告漏れを確認したときは、不足税額の納入、加算金や延滞金の納付が必要になることがあります。

上記人数及び税額が、入湯税納入申告書の左側と一致しているか確認ください。

## (2) 入湯税納入書

入湯税納入書は、「領収証書」「納入書」「納入済通知書」の3枚1組(複写式)になりますので、切り離さずに金融機関等に提出してください。

様式第3号の2

市町村コード 012076	課税対象入湯客数が「0人」(入湯税額0円)のときは、入湯税納入書の記載や提出は不要です。										
北海道帯広市 入湯税領収証書 (公)											
口座番号 02700-6-960163	加入者 帯広市会計管理者										
(特別徴収義務者)											
所在地 帯広市西●条南●●丁目●●番地											
名称 株式会社●●●●●ホテル 代表取締役 ●● ●●											
年 度 令和 7 年度	指 定 番 号										
申 告 期 间 令和 7 年 ● 月分 (から 年 月分まで)	申告区分 申告 更正 決定										
税額 01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金 02	4	1	5	0	5	0					
過少申告加算金 03											
不申告加算金 04											
重加算金 05											
	06										
合 計 額 07						¥	4	1	5	0	5
納期限 令和7年●月15日	領 收 日 付										

申告者の住所  
(所在地)、氏名(名称)を記入ください。

何年度の、何年何月分の申告であるか記入してください。

該当する申告区分を囲んでください。

左欄の申告区分について、初めての申告納入であるときは「申告」に該当します。

申告納入期限を記入してください。

※入湯税の申告納入期限は、入湯税額を徴収した月の翌月15日となります。

「入湯税納入申告書」に記載された「納入すべき入湯税額」と同じ金額を、税額欄と合計額欄に記入してください。

また、合計額欄には、先頭に「¥」記号を記入してください。

### （3）鉱泉浴場経営申告書

## 鉱泉浴場経営申告書

申告者の住所 (所在地)、氏名(名称)、担当者氏名などを記入ください。		帯広市長宛		令和7年 ●月 ●日	
特別徴収義務者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		特別徴収義務者氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)			
帯広市西●条南●●丁目●●番地		株式会社●●●●●ホテル 代表取締役 電話 ●●●●●-●●●-●●●●●			
(ふりがな) 担当者氏名		おひひろ たろう 帯広 太郎		個人番号又は 法人番号	
鉱泉浴場の経営について、帯広市税条例第138条の3の規定により申告します。					
申告の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
経営開始又は異動年月日 令和7年 ●月 ●日					
鉱泉浴場 施設	所在地 帯広市西●条南●●丁目●●番地				
	(ふりがな) ●●●●●ほてる				
名称 ●●●●●ホテル					
施設の種類 <input checked="" type="checkbox"/> ホテル又は旅館 <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
施設の利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊施設		日帰り施設の併設	宿泊定員	部屋数
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		120	人	80
<input checked="" type="checkbox"/> 日帰り施設			利用料金 (消費税額及び 地方消費税額相当額を除く。)	平日	大人2,000、子供1,000
				休日	大人2,000、子供1,000
施設の浴槽数		総浴槽数 6	(うち鉱泉を利用する浴槽数 4)		
施設の営業時間等 ※営業時間については、日帰り施設 がある場合に記入してください。		営業時間 10 時 00 分から 23 時 00 分まで			
休業日		なし			
温泉法による営業許可日		各許可日を記入 ください。		令和7年 ●月 ●日	
公衆浴場法による営業許可日				令和7年 ●月 ●日	
旅館業法による営業許可日				令和7年 ●月 ●日	
備考 (上記以外の変更等)					

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。

- 2 該当する□には、レ印を記入してください。
  - 3 施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽がわかる配置図等を添付してください。
  - 4 日帰り施設（宿泊施設で日帰り施設を併設するものを含む。）にあっては、その利用料金がわかる資料を添付してください。
  - 5 温泉法、公衆浴場法及び旅館業法による許可書等の写しを添付してください。

申告書提出時には、添付資料に漏れがないかをご確認ください。

- ・施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽がわかる配置図等
  - ・施設の利用料金がわかる資料(料金表の写し、パンフレット、ちらし、又は券売機を写した写真など)
  - ・温泉利用許可書の写し
  - ・公衆浴場営業許可書の写し(鉱泉浴場が公衆浴場である場合)
  - ・旅館業営業許可書の写し(鉱泉浴場を備えたホテル、旅館又は簡易宿所である場合)

#### (4) 帳簿（徴収原簿）

※一般（宿泊客）

#### 帳簿（徴収原簿）

徴収原簿（7年●月徴収分）

何年何月分の申告であるか記入してください。

課税免除となる人数を内訳ごとに集計してください、記入ください。

なお、課税免除となる方が、内訳のうち複数に該当する場合は、どれか1つの項目のみ集計してください。

入湯客総数を記入してください。

日	入湯客総数（人）①	課税免除となる入湯客数（人）				課税対象入湯客数（人）③（①-②）	入湯税額（円）④（③）×150
		総数②（⑦+④+⑦）	15歳未満⑦	1,000円以下①	小中学校修学旅行⑨		
1	60	0				60	9,000
2	100	35	32		3	65	9,750
3	83	3	3			80	12,000
4	62	0				62	9,300
5	82	5	5			77	11,550
6	85	3	3			82	12,300
7	79	6	6			73	10,950
8	92	3	3			89	13,350
9	64	0				64	9,600
10	95	10	10			85	12,750
11	75	5	5			70	10,500
12	78	6	6			72	10,800
13	86	0				86	12,900
14	91	0				91	13,650
15	89	1	1			88	13,200
16	99	33	30		3	66	9,900
17	74	0				74	11,100
18	80	8	8			72	10,800
19	80	0				80	12,000
20	100	35	32		3	65	9,750
21	93	0				93	13,950
22	95	0				95	14,250
23	98	0				98	14,700
24	91	0				91	13,650
25	83	8	8			75	11,250
26	83	0				83	12,450
27	90	0				90	13,500
28	72	5	5			67	10,050
29	73	3	3			70	10,500
30	88	1	1			87	13,050
31	83	1	1			82	12,300
計	Ⓐ 2,603	Ⓑ 171	Ⓒ 162	Ⓓ	Ⓔ 9	Ⓕ 2,432	Ⓖ 364,800

注1 この様式は、帯広市税条例第138条の4の規定により、入湯税の特別徴収義務者が毎日の入湯客数、入湯税額その他必要な事項を記載するための使用するものです。

2 この徴収原簿は、1年間保管してください。

合計欄の各項目の数値を、入湯税納入申告書に転記してください。

※一般（日帰り客）

何年何月分の申告であるか記入してください。

帳簿（徴収原簿）

徴収原簿（7年月徴収分）

課税免除となる人数を内訳ごとに集計していただき、記入ください。

なお、課税免除となる方が、内訳のうち複数に該当する場合は、どれか1つの項目のみ集計してください。

特別徴収義務者の氏名又は名称	鉱泉浴場施設の名称
株式会社●●●●●ホテル 代表取締役 ●● ●●	●●●●●ホテル

一般（日帰り客）

入湯客総数を記入してください。

日	入湯客総数（人）①	課税免除となる入湯客数（人）				課税対象入湯客数（人）③（①-②）	入湯税額（円）④（③×50）
		総数②（⑦+⑧+⑨）	15歳未満⑦	1,000円以下⑧	小中学校修学旅行⑨		
1	23	2	2			21	1,050
2	26	3	3			23	1,150
3	36	4	4			32	1,600
4	16	0				16	800
5	31	3	3			28	1,400
6	27	0				27	1,350
7	25	2	2			23	1,150
8	33	0				33	1,650
9	49	5	5			44	2,200
10	27	1	1			26	1,300
11	32	2	2			30	1,500
12	28	3	3			25	1,250
13	35	1	1			34	1,700
14	45	7	7			38	1,900
15	45	5	5			40	2,000
16	18	0				18	900
17	19	0				19	950
18	22	0				22	1,100
19	25	0				25	1,250
20	35	5	5			30	1,500
21	40	6	6			34	1,700
22	38	2	2			36	1,800
23	30	1	1			29	1,450
24	32	2	2			30	1,500
25	24	2	2			22	1,100
26	32	1	1			31	1,550
27	41	6	6			35	1,750
28	18	1	1			17	850
29	26	0				26	1,300
30	34	2	2			32	1,600
31	41	6	6			35	1,750
計	Ⓐ 953	Ⓑ 72	Ⓒ 72	Ⓓ 0	Ⓔ 0	Ⓕ 881	Ⓖ 44,050

注1 この様式は、帯広市税条例第138条の4の規定により、入湯税の特別徴収義務者が毎日の入湯客数、入湯税額その他必要な事項を記載するため使用するものです。

2 この徴収原簿は、1年間保管してください。

合計欄の各項目の数値を、入湯税納入申告書に転記してください。

## ※修学旅行者（宿泊客）

### 帳簿（徴収原簿）

徴収原簿（7年 ●月徴収分）

何年何月分の申告であるか記入してください。

特別徴収義務者の氏名又は名称	鉱泉浴場施設の名称
株式会社●●●●●ホテル 代表取締役 ●● ●●	●●●●●ホテル

修学旅行者（宿泊客）

日	入湯客総数（人）①	課税免除となる入湯客数（人）				課税対象入湯客数（人）③(①-②)	入湯税額（円）④(③×50)
		総数②(⑦+⑧+⑨)	15歳未満⑦	1,000円以下⑧	小中学校修学旅行⑨		
1	40	0				40	2,000
2		0				0	0
3		0				0	0
4	38	0				38	1,900
5		0				0	0
6		0				0	0
7		0				0	0
8		0				0	0
9	35	0				35	1,750
10		0				0	0
11		0				0	0
12		0				0	0
13		0				0	0
14		0				0	0
15	5	0				5	250
16		0				0	0
17		0				0	0
18		0				0	0
19		0				0	0
20		0				0	0
21		0				0	0
22		0				0	0
23	6	0				6	300
24		0				0	0
25		0				0	0
26		0				0	0
27		0				0	0
28		0				0	0
29		0				0	0
30		0				0	0
31		0				0	0
計	Ⓐ 124	Ⓑ 0	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ 124	Ⓖ 6,200

注1 この様式は、帯広市税条例第138条の4の規定により、入湯税の特別徴収義務者が毎日の入湯客数、入湯税額その他必要な事項を記載するため使用するものです。

2 この徴収原簿は、1年間保管してください。

合計欄の各項目の数値を、入湯税納入申告書に転記してください。

## 15 よくある質問

文中の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いたものです。

Q1 宿泊客の1人から、病気やけがなどにより温泉に入湯していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯者に課税するものですが、入湯していない場合は、入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には返金いただく必要があります。入湯税納入申告書の「入湯客総数」からは除外してください。

入湯しているかどうかの判断について、社会通念から温泉旅館等の入湯客が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、個々の入湯客が入湯したかどうかを個別に把握することは現実に困難と考えられることから、実務的には入湯していないという申出がない限り、入湯したものとみなして入湯税を徴収してください。

Q2 日帰り入湯における「利用料金」が1,000円以下であれば、課税免除になるそうですが、「利用料金」が休日と平日で異なる場合、どのように取り扱うのでしょうか。

A2 日帰り入湯において、入湯者の支払う額が1,000円以下であれば、入湯税の課税が免除されます。

例えば、平日1,000円、休日1,500円という料金の設定であれば、入湯税の課税は、平日は免除されますが、休日は課税されます。

Q3 日帰り入湯において、無料券、割引券又は回数券を使用した場合、どのように取り扱うのでしょうか。

A3 日帰り入湯において、利用施設が発行した無料券を使用した場合は「利用料金」は0円ですので、入湯税の課税が免除されます。

また、利用施設が発行した割引券を使用された場合は、割引券を使用して支払う額が1,000円以下であれば、入湯税の課税が免除されます。

回数券について、例えば1回の利用が1,100円のところ、10回分の料金11,000円で購入して、11回使用できる場合は1枚当たりの単価が1,000円になりますので、入湯税の課税が免除されます。宿泊客の入湯については、利用料金による課税免除の規定はありません。

Q4 日帰り入湯において、課税免除となる「利用料金」を判断する基準を教えてください。

A4 日帰り入湯における「利用料金」の判断基準は、次のとおりです。

(1) 入湯行為があるかどうか。

入湯行為がなく、食事利用のみの場合は、課税の対象外となります。

(2) 入湯のみの料金設定があり、明示され、実際に入湯のみの利用ができるかどうか。

ア 入湯のみの料金設定があり、明示され、実際に入湯のみの利用ができる場合、入湯のみの料金を「利用料金」とします。

イ 入湯のみの料金設定があり、明示されていても、実際には入湯のみの利用ができない場合、又は入湯のみの料金設定がない場合、入湯以外の料金や追加料金を含めた合計の料金を「利用料金」とします。

Q5 修学旅行の事前調査のために宿泊した方については、修学旅行その他学校行事に参加している「引率者」に該当し、入湯税の課税が免除されますか。

A5 入湯税が免除される「引率者」とは、その学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加されている生徒等を現に引率している方をいいます。したがって、修学旅行の事前調査のために宿泊した方は、引率者に該当しないため、入湯税の課税が免除されません。

Q6 部活動の全国大会に参加するために中学生とその学校の先生のほか、応援に来られた保護者が宿泊利用しました。この場合、保護者は課税免除になるのでしょうか。

A6 中学生は、年齢が15歳未満（15歳の誕生日を迎えた中学生は除く）であれば、入湯税の課税が免除されます。ただし、修学旅行ではないため、学校の先生は入湯税の課税が免除されません。

また、仮に修学旅行であったとしても、保護者については、心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する「随伴者」でなければ、入湯税の課税が免除されません。

Q7 2つの異なる施設において、同日のうちに入湯行為を行った場合、入湯税はどのように課税されますか。

A7 それぞれの施設において、入湯税は課税されます。ただし、利用料金を1回支払うことにより、複数の鉱泉浴場の入湯が可能である場合は、同一の鉱泉浴場への入湯とみなします。

Q8 入湯税の申告をしなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

A8 帯広市税条例の規定により、特別徴収義務者は「毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。」とされています。

期限までに申告しなかった場合や過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入されない場合は、税金のほかに延滞金が課されること

があります。

また、1年間保存すべき帳簿を保存しなかったり、虚偽の申告等をした場合には、3万円以下の罰金刑に科されることがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、特別徴収義務者に対して財産の差押え等の滞納処分を行うこととなります。

## 16 参考資料（根拠法令）

### （1）帯広市税条例（抄）

#### （入湯税の納税義務者等）

第134条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

#### （入湯税の課税免除）

第135条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

（1）年齢15歳未満の者

（2）共同浴場又は地方公共団体若しくは社会福祉法人が設置する福祉施設における浴場に入湯する者

（3）鉱泉浴場（前号に定めるものを除く。）における利用料金が1,000円以下でもって当該施設に入湯する者。ただし、宿泊を伴う者を除く。

（4）学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の修学旅行における引率者及び随伴者

#### （入湯税の税率）

第136条 入湯税の税率は、入湯客1人1泊について150円（日帰りの者は、1人1日について50円）とする。

2 療養のため引続き7日以上滞在して入湯する者は、前項の規定にかかわらず、1人1泊について30円とする。

3 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の修学旅行における生徒、引率者及び随伴者は、第1項の規定にかかわらず、1人1泊について50円（日帰りの者は、1人1日について30円）とする。

#### （入湯税の徴収の方法）

第137条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

#### （入湯税の特別徴収の手続）

第138条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

#### （入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第138条の2 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納

入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第138条の3 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前各号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第138条の4 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第138条の5 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

## (2) 地方税法(抄)

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定

し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第 701 条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
- (2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。
- 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第 701 条の6 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含

む。) を提示し、若しくは提出したとき。

(3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第 701 条の7 第 701 条の4第2項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が 100 万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100 万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第 701 条の8 削除〔昭和 38 年 4 月法律 80 号〕

(入湯税に係る更正及び決定)

第 701 条の9 市町村長は、第 701 条の4第2項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第 701 条の 10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第 701 条の 4 第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第 1 項又は第 2 項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金）

第 701 条の 11 入湯税の特別徴収義務者は、第 701 条の 4 第 2 項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第 701 条の 4 第 2 項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第 701 条の 12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第 8 項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があつた場合
  - (2) 紳入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつた場合
  - (3) 第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があつた後において同条第 3 項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第 8 項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第 5 項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が 50 万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第 2 項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が 300 万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前 2 項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。
- (1) 50 万円以下の部分に相当する金額 100 分の 15 の割合
  - (2) 50 万円を超え 300 万円以下の部分に相当する金額 100 分の 20 の割合
  - (3) 300 万円を超える部分に相当する金額 100 分の 30 の割合

- 5 第2項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- (1) 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第3項第1号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合
- (2) 紳入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第2項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第3項第2号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合
- 6 紳入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項から第4項までの規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 7 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 8 第2項の規定は、第6項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。
- （入湯税に係る納入金の重加算金）
- 第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は第20条の9の3第3項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、前条第1項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第2項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは更正請求書を提出したときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に 100 分の 40 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前2項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第1項の規定に該当する場合にあつては、第1号）に該当するときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- (1) 前2項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第 701 条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合
- (2) 納入申告書の提出期限後のその提出又は第 701 条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合
- 4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第6項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第 701 条の 14 削除〔昭和 37 年 9 月法律 161 号〕

第 701 条の 15 削除〔昭和 38 年 4 月法律 80 号〕

（入湯税に係る督促）

第 701 条の 16 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（入湯税に係る督促手数料）

第 701 条の 17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第 701 条の 18 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
  - (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
  - 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第 1 号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
  - 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第 1 号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。
  - 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第 114 条第 1 号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
  - 5 市町村の徴税吏員は、第 1 項から第 3 項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第 86 条第 1 項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
  - 6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
  - 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。
- (入湯税に係る滞納処分に関する罪)
- 第 701 条の 19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、3 年以下の拘禁刑若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
  - 3 情を知つて前 2 項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手

方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

- 第701条の20 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。
- (2) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

- 第701条の21 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第99条の2（同法第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

## 入湯税問合せ先・申告書等提出先

### ○ 帯広市政策推進部税務室市民税課（入湯税担当）

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4119（直通）

### ○ 帯広市入湯税のホームページ ※作成作業中

[https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/*****)

※ 各種申告書等様式のダウンロード

帯広市 入湯税 様式

検索



令和7年11月版

編集・発行 帯広市政策推進部税務室市民税課（入湯税担当）